

第6次志木市 男女共同参画基本計画

令和3年度～令和7年度



令和3年2月
志木市

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市では、昭和 62 年に「志木市婦人問題行動計画」を策定して以来、男女共同参画社会を支える基盤整備や制度の充実、意識啓発の取組などを進めてきました。

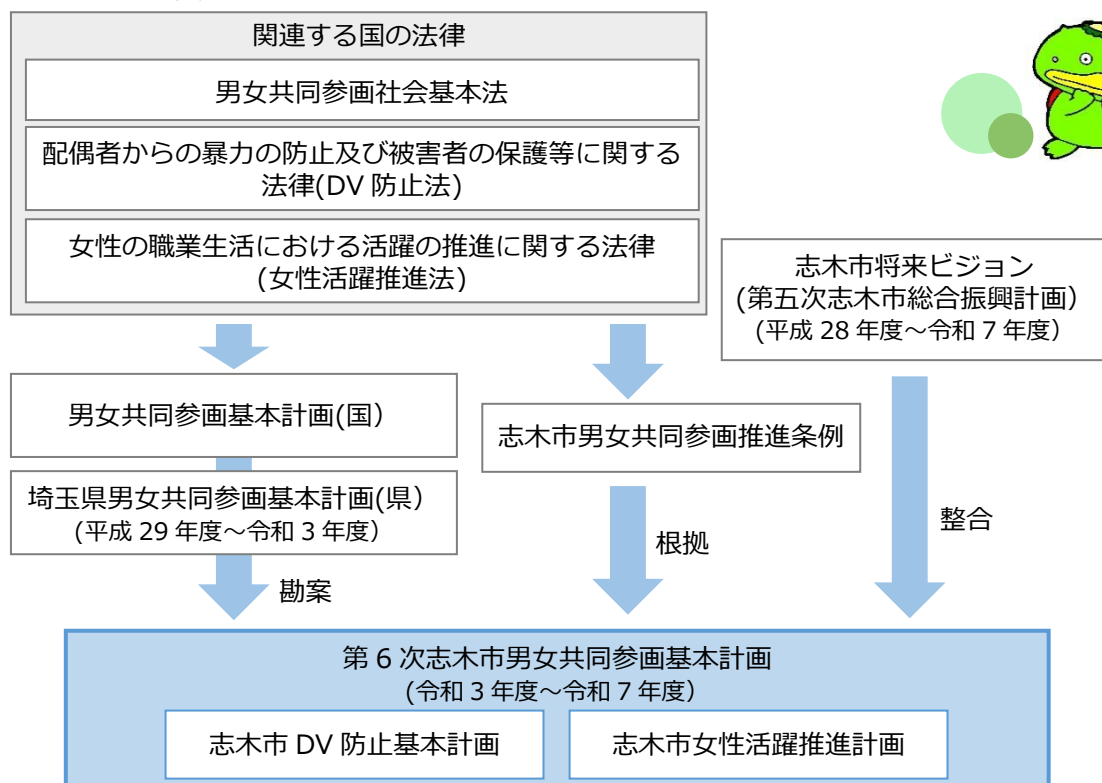
一方、社会・経済のあらゆる分野において政策・方針決定過程への女性の参画が少ないことや、雇用分野における男女間格差が存在していること、仕事と子育て・介護等の両立の難しさ、女性に対する暴力の根絶など、依然として取り組むべき多くの課題があります。

また、平成 28 年 4 月から「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が完全施行され、令和元年には、女性活躍のさらなる推進や一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大などを目的に同法の改正が行われるなど、男女共同参画社会の実現に向けた動きが進んでいます。

こうした社会情勢の変化を踏まえるとともに、これまでの取組を継承、発展させることにより、全ての市民が性別に関わらず互いの人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に「第 6 次志木市男女共同参画基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけと期間

本計画の位置づけは、下図に示すとおりです。計画の期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とし、社会情勢の変化に応じて必要な見直しを行います。



計画の基本理念

本計画は、男女共同参画社会推進の基本となる「志木市男女共同参画推進条例」(平成14年6月制定)に定められた基本理念に基づいて策定し、推進するものです。

志木市男女共同参画推進条例の基本理念



全ての市民が性別に関わらず、互いの人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現を目指します

6つの基本理念

1 男女の人権の尊重	性別により差別を受けることなく、個性を尊重し、能力を発揮する機会を確保し、それぞれの人権を尊重しようとするものです。
2 社会における制度又は慣行についての配慮	性別による固定的な役割分担などを反映した社会の制度や慣行をなくすよう努めるとともに、自らの意思に基づき多様な生き方を選択することができる社会を目指そうとするものです。
3 政策等の立案及び決定への共同参画	男女が共に社会の対等な構成員として、方針や政策決定の場に共同して参画する機会を確保しようとするものです。
4 家庭生活における活動と社会生活における活動への共同参画	子育て、家族の介護などの家庭生活と職場、地域などの社会生活において、男女が互いに協力し、対等に参画できるようにするものです。
5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重	男女の対等な関係の下、互いの性に関するその特性を理解し、妊娠や出産などに関する生涯にわたる健康の保持と自己決定を尊重しようとするものです。
6 国際的協調	日常生活における男女共同参画のための取組が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを認識し、国際社会と協調して推進を図るものです。

私たちの責務

市民・事業者等・市がそれぞれ協力しあい、男女共同参画社会の推進に向けて果たすべき責務を定めています。

市民の責務

基本理念を踏まえた社会のあらゆる分野への積極的な参画及び市の施策への協力

事業者等の責務

基本理念を踏まえた事業活動における体制整備の責務及び市の施策への協力

市の責務

基本理念を踏まえた施策の策定と実施の責務
施策の策定や実施における男女共同参画推進の配慮
市民・事業者等との協力及び国・他の地方公共団体との連携
施策を推進するための必要な財政上等の措置

計画の内容



基本目標Ⅰ あらゆる人権が尊重されるまち

固定的な性別役割分担意識が解消され、性の多様性を含むあらゆる人権が尊重される社会の実現を目指し、男女共同参画についての意識啓発や人権教育に取り組むとともに、男性の家庭参画など男女共同参画の実践を促進します。

課題1 男女共同参画及び性の多様性に関する意識啓発

施策の方向性	主な取組内容
①男女共同参画に関する意識啓発	6月の志木市男女共同参画推進月間事業を始め、啓発事業、研修会を通じ、男女共同参画に関する意識啓発を図ります。また、「広報しき」、市ホームページなどの各種媒体を活用し、表現に留意しつつ、広報啓発活動を実施します。
②性の多様性についての理解促進	研修会を通じて性の多様性についての理解促進を図るとともに、「広報しき」、市ホームページなどの各種媒体を活用し、意識啓発を図ります。
③男女平等教育の充実	男女共同参画に関する正しい理解を浸透させるため、教育関係者に対する研修等の充実を図るとともに、学校などにおいて、男女平等教育を推進します。
④国際理解の推進	男女共同参画基本計画に関する国際的な情報や資料を収集し、市民への情報発信に努めます。

●指標

固定的な性別役割分担に同感しない人の割合

現状値

令和元年度
66.8%

目標値

令和7年度
75.0%

セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)という言葉の意味を知っている人の割合 **新規**

令和元年度
69.4%

令和7年度
80.0%

課題2 男性の家庭参画の促進

志木市女性活躍推進計画

施策の方向性	主な取組内容
①男性の家庭参画の促進	男性向けの啓発資料の作成・配布のほか、父親の育児参加を促す機会や場づくり、実践的な学習の場となる講座の開催など、家庭に関する学習機会の充実を図ります。
②男性の育児・介護休業制度などの活用促進	育児休業・介護休業制度の普及定着に向けた市の率先行動として、市の男性職員が育児や介護に関わる機会を増やすことができるよう、多様な休暇制度の周知と職場環境の改善に取り組み、啓発を行います。

●指標

男性が育児・介護休暇を取得すべきと考える人の割合

現状値

令和元年度
82.7%

目標値

令和7年度
100.0%

男性が家庭内で家事を「いつもしている」と回答した人の割合 **新規**

令和元年度
27.7%

令和7年度
35.0%

市役所における男性職員の育児休業取得率 **新規**

令和元年度
9.0%

令和7年度
15.0%



基本目標Ⅱ だれもが安心して暮らせるまち

男女間のあらゆる暴力が根絶され、身体及び精神の両面で健康に暮らせる社会の実現を目指し、相談体制の充実とDV被害者へのきめ細かい対応を行うとともに、性差に配慮した健康づくりを支援します。

課題1 DV やセクシュアル・ハラスメント等の根絶

志木市 DV 防止基本計画

施策の方向性	主な取組内容
①DV 防止の啓発	DV の根絶へ向けて、地域社会において、学習機会や情報の提供を行い、人権尊重の意識づくりを行います。
②ハラスメント防止の啓発	職場でのセクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント等の各種ハラスメントの根絶に向けた啓発を推進します。

●指標

パートナーから DV を受けた経験が「まったくない」と回答した人の割合 **新規**

現状値

令和元年度
73.5%

目標値

令和7年度
80.0%

課題2 DV 被害者に対する相談・支援体制の充実

志木市 DV 防止基本計画

施策の方向性	主な取組内容
①相談体制の充実	市の相談窓口などが連携し、DV 被害者を確実に支援や保護につなげる体制づくりを進めます。
②志木市配偶者暴力相談支援センター事業の周知への取組	「広報しき」や市ホームページなどを活用した志木市配偶者暴力相談支援センターなどの周知を行います。
③被害者の安全確保と自立支援	DV 対策ネットワークを活用し、関係部署が連携しながら、DV 被害者の自立した生活を支援します。
④関係機関との連携	DV 被害者が緊急に避難を要する場合に保護担当を中心に連携し、安全な対応を図ります。

●指標

パートナーから DV を受けたあと、相談した人の割合

現状値

令和元年度
40.0%

目標値

令和7年度
50.0%

課題3 生涯を通じた健康づくり

施策の方向性	主な取組内容
①ライフステージに沿った健康づくりのための各種事業の充実	「いろは健康21プラン(第4期)」に基づき、健康診査等の実施に加え、女性特有の心身の健康に関する相談体制を整えます。
②母子保健事業等の推進	健康診査やパパママ学級、訪問指導など、妊娠・出産期における女性の心身の健康確保を支援します。

●指標

乳がん検診の受診率

現状値

令和元年度
18.7%

目標値

令和7年度
50.0%

子宮頸がん検診の受診率

令和元年度
11.2%

令和7年度
50.0%



基本目標Ⅲ

あらゆる分野で男女が活躍できるまち

男女がともに社会で活躍し、様々な意思決定の場において、多様な価値観が反映される社会の実現を目指し、男女の多様な働き方を支援するとともに、意思決定過程における女性の参画を促進します。

課題 1 男女がともに働きやすい環境づくり

志木市女性活躍推進計画

施策の方向性	主な取組内容
①男女の均等な雇用機会の確保と就労環境の待遇改善への取組	研修会等を通じて事業者等に対し、男女雇用機会均等法などの内容や労働時間の短縮、柔軟な勤務体制導入の必要性について啓発します。
②女性の就業・起業の支援	継続就業支援や再就職・起業に対し、関係機関との連携による支援や情報提供を行い、キャリアアップや子育て支援につながる多様な働き方を支援します。
③子育てや介護を支援する体制の充実	待機児童の解消を目指した保育所の整備、放課後児童クラブの充実などの子育て支援や介護サービスの充実を図ります。

●指標	現状値	目標値
職場の中で男女の地位が平等であると感じている人の割合	令和元年度 28.3%	令和7年度 40.0%
「ワーク・ライフ・バランス」について知っている人の割合	令和元年度 63.2%	令和7年度 80.0%
保育園の待機児童数 新規	令和元年度 47人	令和7年度 0人
学童保育クラブの待機児童数 新規	令和元年度 18人	令和7年度 0人



課題 2 政策・方針等の決定における女性の参画推進

志木市女性活躍推進計画

施策の方向性	主な取組内容
①審議会委員や市職員管理職等への女性の登用推進	審議会委員への女性の登用を進め、男女の意見をともに市政に反映します。また、市役所が男女共同参画のモデル事業所となるよう、市の女性職員の管理職等への登用に、率先して取り組みます。
②地域活動における女性参画の促進	自主防災組織やボランティア組織などへの積極的な女性参画を促進します。町内会連合会との連携などにより、地域活動への女性参画を促進します。

●指標	現状値	目標値
市役所における女性の役付職員(主査相当職以上)の割合 新規	令和元年度 40.1%	令和7年度 42.0%
審議会等における女性委員の割合	令和元年度 27.5%	令和7年度 40.0%





基本目標Ⅳ 男女共同参画を連携して進めるまち

男女共同参画社会の実現に向けて、広範で多岐にわたる取組を市民・事業者等との連携・協働により推進します。併せて、全庁的に取組を推進するための体制と、計画に基づく施策の実施状況などを評価する仕組みを充実します。

課題1 市民・事業者等との連携

施策の方向性	主な取組内容
①男女共同参画のための多様な活動の促進	市民・事業者等に対し、男女共同参画に関する情報を提供するとともに、市民・事業者等との協働による啓発事業を実施します。
②計画推進に関する市民・事業者等との連携	公募市民、事業者などから構成される志木市男女共同参画審議会において、毎年計画の進捗状況の確認を行い、市民・事業者等の意見を取組に反映します。

●指標

男女共同参画に関する企業研修会への参加事業者数 **新規**

現状値

令和元年度
11 社

目標値

令和7年度
17 社

課題2 市の推進体制の充実

施策の方向性	主な取組内容
①庁内の計画推進体制の強化	男女共同参画庁内推進会議との連携により、本計画に基づく施策の着実な推進を図るとともに、進捗状況を庁内で共有し、施策評価に反映します。
②年次報告書の充実	男女共同参画推進条例に基づき、本計画の進行管理を行うため、関係する事業の進捗状況調査などを行い、年次報告書を作成し、公表します。
③男女共同参画に関する実態調査の実施	定期的に市民意識の実態調査を実施し、計画の進行管理に活用します。

●指標

男女共同参画に関する職員研修会への参加者数 **新規**

現状値

令和元年度
15 人

目標値

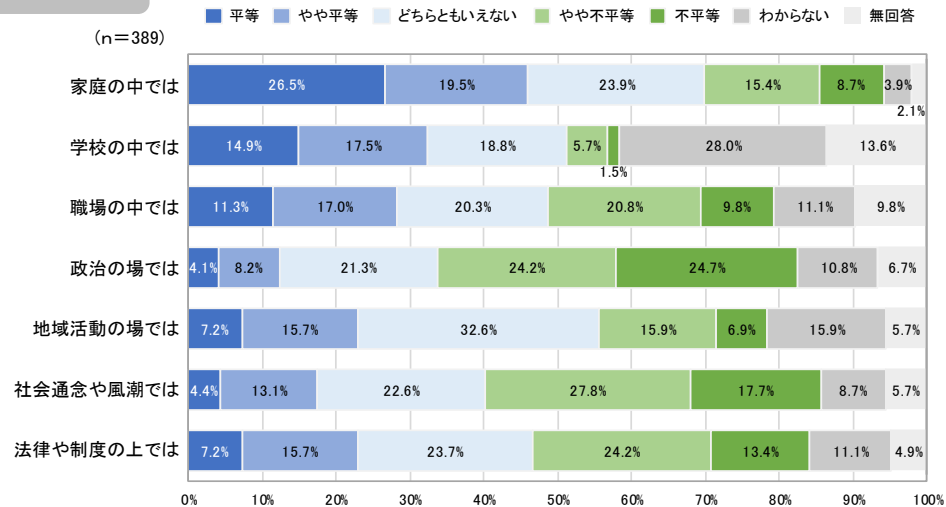
令和7年度
40 人



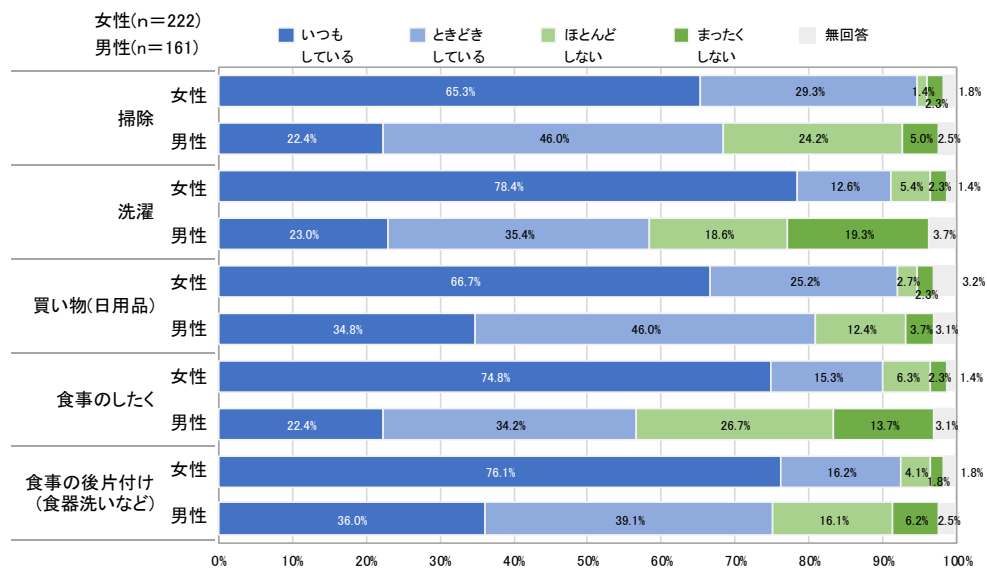
～市民意識調査の結果～



男女平等感は？



家事については？



志木市男女共同参画に関する市民意識調査(令和元年度)



第6次志木市男女共同参画基本計画 概要版 令和3年2月発行

発行：志木市
 編集：市長公室 人権推進室
 〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号
 電話 048-473-1111 (代表)
 E-mail jinken@city.shiki.lg.jp